## 就職支度金制度はじめました。

新卒者も 該当!

**支給対象者**は入職日に満50歳以下で、介護職員、看護職員、介護支援専門員、生活相談員、 機能訓練指導員のいずれかにあり、かつ以下のいずれかに該当する者となります。

- (1) 当法人のホームページや募集広告の職員募集に応募して正職として採用された者
- (2) 当法人職員の紹介により正職として採用された者
- (3) ハローワークや福祉人材センターからの紹介により正職として採用された者

## ※紹介業者や派遣業者、及び紹介料が発生するポータルサイト経由で採用となった者は除く。

例)紹介業者からの紹介で採用された者…支給なし 派遣から正職登用で採用された者…支給なし 当会独自の支度金制度の記載がないweb媒体経由で採用された者…支給なし ハローワークから応募して採用された者…支給あり

直接電話やメール・ホームページ応募フォームから応募して採用された者…支給あり カムバック採用で支給された者…支給あり ※カムバックは、退職して1年以上経過した者に限る。

## 支給金額は下記の以下のいずれかとなります。

- ①就職に伴う転居(引越し)をした者…10万円
- ※転居先が、白熊会から直線距離1km圏内の者。
- もしくは転居をしたことで、地下鉄七隈線のみが通勤手段となる者。
- ※原則、入職日前後一ヶ月に転居した者。
- ②就職に伴う転居(引越し)がない者…6万円 ※居住地は問わない。

※詳細についてはお問い合わせください。